

夕張市介護サービス事業者業務管理体制確認検査要綱

第1 目的

この要綱は、夕張市（以下「市」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知。以下「確認検査指針」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象

検査対象事業者は、地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者であって、すべての指定事業所が夕張市内に所在する介護サービス事業者とする。

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するものとする。

第4 検査等

1 検査

検査の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、その目的は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般検査

業務の管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

2 検査の実施方法

(1) 実地計画及び検査対象の選定

ア 一般検査（概ね6年に1回）

一般検査の実施計画は、毎年度策定し、当該検査対象介護サービス事業者に対し示すものとする。

イ 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、様式1及び様式2により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性のある実態把握の観点から必要と認める場合には、この限りでない（通知していな

い場合は、立入時に速やかに告知する。)

(3) 検査方法

ア 一般検査のうち書面検査は、当該介護サービス事業者に業務管理体制自主点検表（別紙様式 ）の提出を求め、確認することにより行うものとする。

また、検査は、確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

イ 一般検査のうち立入検査は、上記2の(3)のアによる書面検査において、業務管理体制の整備に関する届出内容に疑義が生じた場合に行う。

(4) 報告

ア 検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果については別紙様式3-1による報告書を作成の上、所属長に報告するものとする。

イ 立入検査の場合は、別紙様式3-2による報告書を作成の上、関係部署の責任者（関係課長等）で構成した検査会議に報告するものとする。

(5) 検査会議

検査会議では、上記(4)のイで報告された内容を審議し、行政上の措置等について検討するものとする。

3 行政上の措置

(1) 行政上の措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められる場合、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書（様式4）によりその是正を勧告することができる。勧告を行った場合、当該介護サービス事業者から、期限内に文書により勧告に係る措置の報告を求めるものとする。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書（様式5）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令を行った場合、当該介護サービス事業者から、期限内に文書により命令に係る措置の報告を求めるものとする。

なお、命令した場合には、その旨を公示する。

(2) 上記(1)の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に様式4に準じ改善を求めるものとする。

(3) 市町村への通知

介護サービス事業者が上記(2)の命令に違反した場合は、文書（様式6）により、関係市町村に通知するものとする。

4 特別な処置

3の(1)のイに規定する命令を行った場合において、当該介護サービス事業者が違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等へ立入検査を

行い、当該指定事業者等の法令等遵守状況について、検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立ち入り検査後、既に指定事業所等の立入検査等を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

一般検査の手順

事項（手順）	内 容
1 実施計画の策定	・介護保険施設等実地指導及び監査の結果等を踏まえ、概ね6年に1回実施するよう計画を策定する。
2 検査実施通知	・検査対象事業者へ検査実施を通知する。（実施の概ね1ヶ月前）
3 検査実施 ① 報告を求める ② 出頭を求め運用状況聴取※ ③ 事業者本部等への立入検査※	<p>・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制全体の整備・運用状況を確認する。（不備等無の場合は終了）</p> <p>・①で不備、不明瞭な場合は、運用状況を聴取し、状況に応じ、改善を求める。（改善報告書の提出）</p> <p>・②でも改善が見込まれない場合は、立入検査を実施する。（役職員との面談方式で運用実態を検証する。）</p> <p>・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。</p>
<p>上記①②については、記載準に実施する必要はなく、事業者側に出向き実施しても差し支えない。 ただし、これは報告の徴収等であり立入検査でないことに留意する</p>	
4 検査結果の報告※	・検査報告書の作成。立入検査を実施した場合は検査会議を開催し、改善勧告の内容等を検討
5 改善勧告の実施※	・業務管理体制の不備が認められた場合又は本部関与の違法行為が発覚した場合等は、改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。（期限までに報告がない場合は、公表することができる。）
6 改善勧告に係る対応等について広告聴取※	・内容の確認（改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。）。
7 改善命令の実施※	<p>・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善命令文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。</p> <p>・公示する。</p>
8 特別な措置※	・改善命令に違反した場合は、状況に応じて指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。（3の③の時点で検証している場合はこの限りではない。）
9 指定取消等※	・命令違反した場合は、当該違反の内容を北海道に通知。

※印は、該当する場合のみ

特別検査の手順

事項（手順）	内 容
1 報告の徴収等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等より指定事業所等の指定取消処分相当事案発覚の報告を受けた場合は、連携を密にし、速やかに対応する。
2 立入検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象事業者へ検査実施を通知する。（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知する。
3 立入検査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。 ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し、事業者の組織的関与の有無を検証する。 ・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、他の指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。
4 検査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・結果報告書を作成し、検査会議により改善勧告の内容等を検討。 ・特別検査の結果について、厚生労働省に報告する。
5 改善勧告の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。（改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。） （指定事業所等の指定取消処分相当事案をもって「業務管理体制の徹底不備」を理由とする。）（期日までに報告がない場合は、公表することができる。）
6 改善命令の実施※	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善命令文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。（改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。） ・公示する。
7 指定取消等※	<ul style="list-style-type: none"> ・改善命令に違反した場合は、当該違反の内容を北海道に通知する。 ・

※印は、該当する場合のみ

